

高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、平成27年1月診療分から、自己負担限度額等が見直されます。自己負担限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっていますが、今回の改正で適用区分が細分化され、70歳未満の適用区分が下表のとおり3つの現区分(A,B,C)から5つの新区分(ア,イ,ウ,エ,オ)に変更となります。

自己負担限度額等の適用区分 新旧比較表

	区分	自己負担限度額 (3回目まで)	4回目以降		区分	所得区分	自己負担限度額 (3回目まで)	4回目以降
上位所得者	A	150,000円+ (総医療費-500,000円) ×1%	83,400円	→	ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
					イ	基礎控除後の所得が600万円超~901万円以下の世帯の方	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
一般世帯	B	80,100円+ (総医療費-26,700円) ×1%	44,400円	→	ウ	基礎控除後の所得が210万円超~600万円以下の世帯の方	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
					エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の方	57,600円	44,400円
非住民税 課税世帯	C	35,400円	24,600円	→	オ	住民税非課税世帯の方	35,400円	24,600円

高額療養費制度の改正に伴い、限度額適用認定証の適用区分が変わります。

国民健康保険限度額適用認定証をお持ちで、今回の改正による変更が必要な方には、平成26年12月末までに、平成27年1月から7月までお使いいただける新たな適用区分のものを郵送しますので、手続きの必要はありません。

お問い合わせ先 鏡野町 保健福祉課 医療保険係 電話(0868)54-2986

鏡野町一般廃棄物処理基本計画へのパブリックコメント募集について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づいて策定した町の一般廃棄物の処理に関する計画について定めた鏡野町一般廃棄物処理基本計画(素案)について皆様からご意見を募集します。

実施項目 鏡野町一般廃棄物処理基本計画
募集期間 平成26年12月10日(水)から平成27年1月9日(金)まで

担当課 くらし安全課
資料の閲覧場所 鏡野町ホームページ
(<http://www.town.kagami.no.jp/>)

くらし安全課、各振興センター、中央公民館、地区公民館

意見を提出できる人

町内在住者、在勤者

提出方法

原則、意見情報提出書(専門用紙)を用い住所、氏名、電話番号、意見を記入し郵便、ファックス、Eメールまたは、窓口で提出してください。意見、情報提出書は右記閲覧場所にあります。

※意見提出者の住所、氏名を公表することはありません。

その他

意見提出者に個別の回答はしませんが、検討の結果、意見の概要及び意見に対する町の考えや修正した時は、その修正内容などを公表します。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 岸川
電話(0868)54-12780
FAX(0868)54-14823